

平成25年(2013年)11月

宝塚市役所 市民税課

個人所得に係る 主な税制改正の概要

平成26年度(25年分)以降の適用分

1. 個人住民税均等割税率の改正(平成26年度から平成35年度までの10年間の臨時的措置)
東日本大震災復興基本法に基づき、市や県で実施する防災事業に必要な財源を確保するために、平成26年度から平成35年度までの10年間、臨時的に住民税が引き上げられます。

・県民税均等割・・・県民税均等割の標準税率(現行1,800円のうち800円県民緑税)について、500円を加算した額 : 2,300円

・市民税均等割・・・市民税均等割の標準税率(現行3,000円)について、500円を加算した額 : 3,500円

2. 給与所得控除について

○給与所得控除の改正(給与所得控除の上限設定)

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

<適用>

・所得税・・・平成25年分より

・個人住民税・・・平成26年度より

給与等の収入金額	給与所得金額	
	改正前	改正後
1000万円超 1,500万円以下	収入金額×95%－170万円	収入金額×95%－170万円
1,500万円超	収入金額×95%－170万円	収入金額－245万円

○給与所得者の特定支出控除の改正

平成24年度税制改正において、給与所得者の実額控除の機会を拡充する観点から、適用範囲の拡大等がされることとなりました。所得税は平成25年分からの適用となります。個人住民税も同様な取扱いとなり、平成26年度から適用されます。控除の適用にあたっては、所得税の確定申告が必要となります。

(概要) 弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費(※1)(図書費、衣服費、交際費)が特定支出控除の範囲に追加されました。また、適用の要件である特定支出と給与所得控除額との比較について、特定支出の合計額が給与所得控除額の合計額を超えた場合から、特定支出の合計額が給与所得控除額の2分の1を超えた場合に適用されることとなりました。

※1 勤務必要経費は、図書費(書籍、新聞、雑誌等)や衣服費(制服、事務服等)、交際費(職務の遂行に直接必要なもの)で、その支出が職務の遂行に直接必要なものとして給与支払者により証明されたものに限り、また、勤務必要経費は 65 万円が上限となります。

※2 給与収入金額が 1,500 万円を超える場合は 125 万円となります。

適用要件および控除額		
給与収入金額	適用要件	給与収入金額から控除できる額
1,500 万円以下 の場合	特定支出の合計額が給与所得控除額の 2 分の 1 の額を超えた場合に適用	特定支出の合計額 + 給与所得控除額 × 1/2
1,500 万円超の場合	特定支出の合計額が 125 万円を超えた場合に適用	特定支出の合計額 + 120 万円

3. 寄附金について

○「ふるさと納税」にかかる特例控除額の改正

平成 25 年分から復興特別所得税が創設されたことに伴い、「ふるさと納税(都道府県又は市区町村に対する寄附金)」に係る個人住民税の寄附金控除について、平成 26 年度から平成 50 年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、復興特別所得税率(100 分の 2.1)を乗じて得た率を加算する措置を講じることとされました。

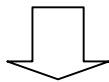
<住民税の寄附金税額控除額の計算方法>

①基本控除分

【寄附金額(総所得金額等の30%を限度) - 2,000円】× 10%(市民税6%, 県民税4%)

②特例控除分…ふるさと寄附金の場合に限り、基本控除に加算…(所得割の10%が限界)

(寄附金額 - 2,000円) × 【90% - 0~40%(所得税の限界税率)】 × 特例控除割合



(改正)

(寄附金額 - 2,000円) × 【90% - (0~40%(所得税の限界税率) × 1.021)】 × 特例控除割合

(補足)・特例控除の割合は、市民税 5 分の 3、県民税 5 分の 2

- ・総所得金額等の 30%上限は基本控除のみに適用し、所得割の 10%上限は特例控除のみに適用
- ・限界税率とは、寄附したかたに適用される所得税率のうち、最大のものを指します。

○宝塚市における認定寄附金について

兵庫県が認定した認定NPO法人への寄附金のうち、宝塚市内に主たる事務所を有する認定NPO法人への寄付金が新たに寄附金控除の対象となります。

詳細につきましては、ホームページに掲載の「[寄附金税額控除の適用対象の拡充について](#)」をご覧ください。

4. 公的年金所得者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の住民税 申告手続きの簡素化

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の個人住民税の申告書の提出を不要とすることとされました。

<適用>

この改正は、平成26年度の個人住民税から適用されます。

(注)年金保険者(特別徴収義務者)に提出する扶養控除申告書に「寡婦(寡夫)」の記載を忘れていたり、扶養控除申告書を提出しなかった場合は、「寡婦(寡夫)」の控除が適用されません。控除の適用にあたっては、確定申告または、住民税申告が必要となります。

5. 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を4年間延長して平成29年までの入居者を対象とするとともに、このうち平成26年4月から平成29年12月までの間に入居した場合の控除限度額が拡充されます。